



長崎労働基準監督署発表
令和 2 年 3 月 5 日

令和 2 年 3 月 5 日

【照会先】

長崎労働基準監督署

副 署 長 内山 昭宣

○ 第二方面主任監督官 ^{いしみ}石見 大輔

電話 095-846-6391 (17:15 まで)

095-846-6354 (17:15 ~ 19:00)

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 踏み抜きによる墜落防止措置を講じていなかった疑い～

長崎労働基準監督署（署長 川原 勲）は、本日、株式会社ニーテックハマナカ、同社代表取締役及び係長を、労働安全衛生法違反の容疑で、長崎地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

平成 30 年 9 月 19 日、長崎県西彼杵郡時津町の工場におけるスレート屋根補修工事において、高さ約 8 メートルのスレート屋根上で作業を行う際、踏み抜きによる墜落防止措置が講じられていなかった疑い。

1 被疑者

(1) 株式会社ニーテックハマナカ

所在地 : 長崎県長崎市油木町

事業内容 : 板金工事業

(2) 代表取締役 A

(3) 係長（現場責任者）B

2 違反条文

被疑者株式会社ニーテックハマナカ、被疑者 A 及び B とともに、労働安全衛生法違反

労働安全衛生法 第 21 条第 2 項

労働安全衛生規則 第 524 条スレート等の屋根上の危険の防止)

同法 第 119 条第 1 号 (罰則)

同法 第 122 条 (両罰規定)

3 災害の概要

平成30年9月19日、長崎県西彼杵郡時津町の工場におけるスレート屋根補修工事において、高さ約8メートルのスレート屋根上で、被疑者株式会社ニテックハマナカの作業員Cに補修作業を行わせていたところ、Cがスレート屋根を踏み抜き墜落して死亡するという災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、スレートでふかれた屋根の上で作業を行う場合、踏み抜きによる墜落の危険を防止するため、幅が30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等の措置を講じなければならないと規定されていますが、災害発生当時、このような踏み抜きによる墜落防止措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

5 その他

長崎県内では、令和元年において9件の死亡労働災害が発生しており、そのうち建設業は4件と大きな比率を占めています。

また、平成30年においても9件の死亡労働災害のうち5件が建設業で発生しており近年高水準で推移しています。

特に建設業の墜落・転落災害は、全国的にも最も多い災害であり、労働基準行政として墜落災害防止の徹底を最重要課題と位置づけ、臨検監督をはじめ、建設業労働災害防止協会及び発注者との管内パトロール、集団指導等、あらゆる機会を通じて指導してきたところですが、今後も法令違反により死亡等の重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、司法処分も含め厳正に対処していく方針です。

【 スレート 】

スレートとは、アスベストやグラスウールとセメントを混合して製造した製品。

腐食に強く、軽量、強靱で、弾力性に富み、経済性に優れていることから、工場、倉庫をはじめ、鉄骨母屋（屋根材を支えるための鉄骨）を下地とする建築物の屋根等に多く使用されています。

但し、スレートは、一定の過重が加えられると割れやすいことから、スレート上に乗る場合には踏み抜き防止が必要となります。

○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第21条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

1 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第一百四十四条又は第一百八条の二第四項の規定に違反した者
(第2号～第4号 略)

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百六条、第一百七条、第一百九条又は第一百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰則刑を科する。

○労働安全衛生規則

(スレート等の屋根上の危険の防止)

第524条 事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。